



一人権だより

vol.21

〔人権・同問題地域懇談会〕

先

月号でもお知らせしました「桂川町人権・同問題地域懇談会」（以下、地域懇談会）が、10月1日から各行政区の集会所や公民館等で開催しています。

今年は視聴ビデオに「人権のヒント〜地域編〜」を使用している地域懇談会となっています。このビデオでは、「思い込み」から「思いやり」という狙いが込められています。内容は、街の喫茶店「ヒューマン・ライツ」のママのところに、様々な思いを抱いた人々が集ってくる。その交流の中から「人権のヒント」を考え、それぞれの「違い」を思いやる心の大切さを理解していくものとなっています。

人権というと、何だか難しいことと思いがちです。しかし、私たちの日常生活のいろいろな場面に「人権のヒント」は隠されています。今回のビデオは、ドラマの手法を使っ

て、日常に潜む人権問題を、自分の中の人権意識を考えるための「きっかけ」にしていただきたいと思えます。

私たちは、一人ひとりが異なる個性を持って生きています。人種、信条、性別、社会的身分、門地、障がいのある・なし・・・と、それぞれ違っています。ですから相手の立場に立つことはできません。ただ、立てないと自覚して、そこに近づこうと努力することはできます。それが、創造力であり、思いを馳せる、思いやりということだと思つのです。みなさん、一緒に何気ない暮らしの中から、「思いやり」を考えてみませんか。

（人権のヒント〜地域編〜のチラシから抜粋）



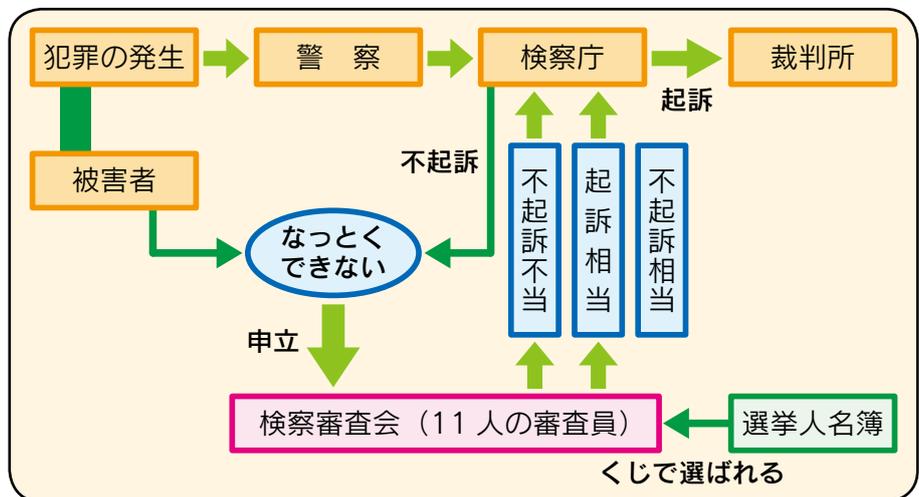
【問合せ先】〒8200-0606

嘉穂郡桂川町大字土居360番地 桂川町人権センター内
隣保・人権同和教育係（☎65・1187）

検察審査会制度をご存知ですか？

検 察審査会制度は、検察官が被疑者を起訴しなかったことがよかったのかどうかを、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が審査する制度です。

なお、飯塚検察審査協会は、検察審査会制度の広報支援を行っています。



【問合せ先】 飯塚検察審査会（福岡地方裁判所飯塚支部内） ☎22・1186